三九〇一、三九〇二の一、三九〇三の一、三九〇四から三九一〇まで、三九一四の一、三九一六の一、三九一八、三九一九、三九二二、三九二三の一、三九二四から三九二七まで、三九二九から三九三一まで、三九四九、三九五四、三九五五、三九五五の子、三九五六から三九七六まで、三九七七の一、三九七七の二、三九七七の四、三九七七の甲、三九七七の乙、三九七八の一、三九八九、四〇二〇から四〇三三まで、四〇三七から四〇四一まで、四〇四三から四〇四九まで、四二八六の子、四二八九の五、四二九〇の一、四二九一の一、四二九一の二、四二九五から四二九七まで、四二九九、四三〇〇、四三〇三から四三一一まで、四三一二の一、四三一三の一、四三一四から四三一六まで、四三一七の一、四三一七の二、四三一七の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市中字下村九〇から九二まで、一〇九、一一六から一一八まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市清水瀬字道上一二二、一二五、一二六、一二六の一、一二六の二、一二七、一二八、一二八の子、一二八の丑、一二九から一三五まで、一三九、字一之上三一四の四、字台ノ上三一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字大倉午一三二、午一三三の一、字上ノ石平午三九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡福智町弁城六一三、九四一、九四七、五九九・六〇〇・六三四の二・六三八から六四〇まで・六四三・六四四・六四九から六五一まで(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

弁城六四三、五九九・六〇〇・六一三・六四四・六四九・九四一・九四七(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県和歌山市湯屋谷字山ノ下九二の一地先・九二の六地先(以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、岩出市山字小野山一〇五七の一・字池ノ前二一七の二八(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県和歌山市安上字東谷八二四の一三(国有林)

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字奥山田字山田入三六八一の五九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県中野市大字立ケ花字表山七七一の七(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)